この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	11	\、 双受印\																			[1/	2]
令和] 有	三 月	Ħ	申	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場 マ	所)は	(〒 7 ⊗(法人 広島	の場合	のみ公	表される		-25	(電話	香号	08:	2 -	_ {	322		0832	2)
				請	納	リーカ 税	, ナ)	地	(〒 7 広島				「2-29·	-25	(電話	舌番号	08:	2 -	- {	322	_	0832	2)
				HI	氏 名		i ナ) は 名		_>btq ⊗ 西山														
1.	広島南	Ī 税務	署長殿	者	(フ (法 <i>)</i> 代 表	人の		.)															
					法	人	番	号															
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ	す。 つ氏名 (人格の :記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項(② を除く。 登録番 て公表し)にま :号及て	うって! ド登録 ^伝	さ、 年月	本店又 日が公	くは主 \表さ	たるれま	事務庁	所の所	在地									ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 6該申請	津第15 青書は	号) 、所 [:]	求書発 第5条 得税法 日以前	の規定等の-	定によ −部を	るi 改i	改正後 Eする	その消 法律	当費利	急法第	等57条	:の2	第 2	項の	規划	きに	より	申	請し	ます	.
					期間の第和 5 年							場合	は令和	115年	三6月	∄ 30 目	∃) ∃	まで	にこ	<u>-</u> の I	申請	書を	提出
					このほ	申請書	を提出っ				-		る事業	者の図	区分に					けして	てくた	ごさい	٠,
事	業	者	区	分	※ 次第		录要件の 忍」欄も	確認	認」欄	を記載		くださ				事業者		当す	る場		は、	欠葉	「免税
判定合このいなか	により 令和 5 申請書: ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出す とにつる は、その	業者とた 30日)ま ることだ き困難た	なる場 まででき な事情		日 ♥️プー作品 市	态 」) iC	戦 し し	\ <i>1</i> 2 c	<u> </u>	if しく	, V라 fiC 제	以 安 识	守 亿	作 於	S \ /C_	<u> </u>	<u>。 /</u>	0			
税	理	士	署	名	T1/ T07		長谷	}) ÷	会計						(電話	舌番号	08:	2 -		272	_	5868	3)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F	通	信	年		付 月	F F	惟		
務署処	入 カ	処理		年	月	F I	番号確認				身元 確認			確認書類		番号力· 他(-	通知为	カード 	運転	上 民免許証) 	E I	
理欄	登 録	番 号	Т						1 1											1			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	西山 信敬								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を	付し記載してくだ。	さい。								
	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。										
事	個 人 番 号		<u> </u>								
業	事 生年月日 (個 業 人) 又は設立 年		法人事業年のみ	自 月 日 三 度 至 月 日							
者		月 日	記載資本	金 円							
の	等事業内容										
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の □ 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け										
認	ようとする事業者		令和	年 月 日							
登	登 課税事業者です。										
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ										
要	V'o										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せら (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてく;		せん。	☑ はい □ いいえ							
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることが - います。	なくなった日から 2	年を経過して	□ はい □ いいえ							
参											
考											
事											
項											